

令和5年度事業計画

大阪湾水先区水先人会

水先法第1条の目的に沿って本会は会則第4条に規定する事業を行う。

基本理念として技術の研鑽を行い、より良質な水先サービスを提供し大阪湾水先区内の航行船舶の安全と運航能率の増進を図り、且つ、海洋環境の保護に努める。

1. 重点事項

令和5年度期首において新人1級水先人3名、進級1級水先人5名を含め1級水先人82名、進級2級水先人3名を含め2級水先人11名、新人3級水先人3名を含め3級水先人7名、計100名となることを考慮し、水先人の品位保持のための教育、研修及び訓練を実施すること、引受取次業務の一層の円滑な実施を図るため情報システムの整備を進めること、合同事務所の整理・整備を行うこと及びコンプライアンス体制の更なる徹底を図ることを重点事業として推進する。

2. 各事業

令和5年度は次の具体的事業を行う。

(1) 適正化事業

- ① ユーザー懇談会等の運営による意見の収集と、適切な対応
- ② 会員による水先業務の適正な遂行を持続するため若年水先人の業務検証の継続実施と指導・教育を強化
- ③ 会員の技術向上及び健康管理、飲酒管理など品質管理に関する事業の推進
- ④ 海事の振興、海難の防止活動に必要と認められる事業への協力

(2) 水先人の教育養成関連事業

- ① 新入会員に対する水先人としての業務遂行に関する水先実務研修・訓練の実施
- ② 独立行政法人海技教育機構海技大学校から委託を受けた水先修業生の水先実務訓練の実施
- ③ 新水先養成制度に係る個別教育訓練、進級及び複数免許取得についての教育訓練
- ④ 日本水先人会連合会から要請があった他の水先区の業務支援に関する協力
- ⑤ 水先人会における自主的再教育訓練の実施及び日本水先人会連合会が実施する安全研修や新人研修への参加

(3) 引受取次業務事業

- ① 情報システムを整備し、改正引受事務要領に則った引受取次業務の遂行
- ② 指名及び料金プラン制を含めた水先料金収受事務の適確な実施

(4) その他の事業

- ① 公益法人会計基準に基づく財務諸表の作成と公認会計士による監査実施
- ② ユーザーにとって水先要請に必要な情報等、本会に関する諸情報の公開
- ③ 自然災害発生時等における業務継続についての検討・策定
- ④ 新型コロナウイルス感染症予防策の会員への周知・徹底及び感染船・感染疑い船への対応策の検討・策定・指示

以上